

離婚を前提として配偶者と別居中又は別居予定のため、 児童手当の受給者を変更したいとお考えの方へ

児童手当は原則、父母のうち生計を維持する程度の高い（所得が高い）方が受給資格者となりますが、父母が離婚を前提に別居している場合は、所得の状況に関わらず、お子さまと住民票上同居している父母いずれかに支給されます。離婚を前提として配偶者と別居中もしくはこれから別居予定の方は、次のとおり手続きいただくことで、児童手当法第4条4項の規定に基づき、手当の支給を受けることができます。

なお、既にご離婚されている場合も受給者を変更できますが、手続きの方法が異なります。

☒支給条件（以下、すべての条件を満たす必要があります。）

1. 住民票上の世帯が、現受給者（配偶者）と別であること。
※実態は別居しているが、住民票をやむを得ない事情で変更できない方は、申請できる場合があります。ご相談ください。
2. 対象となる児童と同一の世帯であること。
3. 離婚の意思があり、現受給者へその意思が表明されていることが客観的に証明できる書類が提出できること。

例)

- ・協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- ・調停期日呼出状の写し
- ・家庭裁判所における事件係属証明書
- ・離婚裁判にかかる控訴状の副本
- ・弁護士等第三者により作成された離婚協議の進捗状況がわかる書類 など

※現受給者が受給者変更に同意している場合は、現受給者からの離婚協議中であることの申立書もしくは消滅届（ともに現受給者が自ら記入する必要があります）の提出でも可能です。

☒申請の時期

1. 上記の支給条件を満たした日以降に、認定請求の申請が可能となります。
2. 配偶者との別居日又は離婚前提の別居に該当した日（離婚の意思が相手方に到達したことが確認できる日）のいずれか直近の日の翌日から数えて15日以内に申請してください。15日を過ぎると、手当を受給できない月が生じる場合があります。

※現受給者（元配偶者）又は請求者が公務員の場合、勤務先で手続きが必要になります。手続き後、勤務先から発行される消滅通知の提出を求める場合があります。

例)

- ・ 現受給者との別居日：令和 7 年 1 月 7 日
- ・ 離婚の意思が相手方に到達した日：令和 7 年 2 月 3 日
- ・ 認定請求書の申請可能日：令和 7 年 2 月 3 日以降

※児童手当は申請月の翌月分から支給開始となります。（上記の場合、令和 7 年 3 月分から）
申請月以前の手当は、別居監護申立書の提出があった場合のみ、現受給者に支給されます。
（上記の場合、令和 7 年 2 月分以前）

☒申請に必要な書類

- ・ 請求者名義の振込先金融機関の通帳又はキャッシュカード
- ・ 請求者の個人番号が分かるもの（マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号付き住民票のいずれか）
- ・ 請求者の健康保険の資格情報が分かるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証のいずれか）

〈注意〉

- ・ DV 被害者が配偶者と別居し、児童と一緒に居住している場合は、申請方法が異なりますので、別途ご相談ください。
- ・ 申請の状況によっては、手当を支給できない月が発生することがあります。
- ・ 別居により市外へ転出される場合は、転出先の市区町村で申請となるため、転出先の市区町村にご相談ください。
- ・ 請求者が認定された場合、現受給者（元配偶者）宛てに児童手当の受給資格が消滅した旨の通知が送付されますので、ご理解ください。

〈お問い合わせ先〉

敦賀市中央町 2 丁目 1 番 1 号

敦賀市福祉保健部

子育て政策課 児童育成係

☎ 0 7 7 0 - 2 2 - 8 1 2 5

受付時間 平日 8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分